

建築基準法等の運用について(熊本県版) 令和2年3月版 ※通称:赤本

【正誤表】

ページ	箇所	(誤)	⇒	【 正 】	HP
79 掲載表	(参考) 既存不適格建築物に 増築する場合の 構造関係規定適用の 考え方 …表の左下	令137条の2 第三号 (1/20又は 50㎡以下の 増改築)	⇒	令137条の2 第三号 (1/20 かつ 50㎡以下の 増改築)	2021.0825 掲載
79 掲載表	縦列:令137条の2 第二号 (1/2以下の増改築) -(イ)-Exp.j等 -既存部分の下段」 横列:法20条 二号、三号	令3章8節に適合 (構造計算が必要)	⇒	令3章8節に適合 (構造計算が必要) or <u>耐震診断基準又は 新耐震基準に適合</u>	2020.1224 掲載済み
203	4 建築士事務所に 保存する図書の 見直しについて …保存対象の図書	配置図、平面図、立面図、断面図、 基礎伏図、床伏図、小屋伏図、 構造詳細図、構造計算書等、 工事監理報告書	⇒	<u>配置図、平面図、立面図、断面図、 基礎伏図、床伏図、小屋伏図、 構造詳細図、構造計算書等、 工事監理報告書</u> ※全てに下線引きをしてください	2020.1224 掲載済み
206	下段の判定フロー …左から2列目の上部の ひし形図に記載の説明	増築後の建築物の 非住宅部分の床面積が 300㎡以上	⇒	<u>非住宅部分の増築が 300㎡以上、かつ、 増築後の建築物の 非住宅部分の床面積が 300㎡以上</u>	2020.1215 掲載済み

(参考)既存不適格建築物に増築する場合の構造関係規定適用の考え方

				建築基準法の規定						
				法20条四号イ		法20条二号、三号	Expjごとの判断で増改築部分が四号になる場合			
				木造	非木造	建築物	木造	非木造		
令137条の2 第一号 (規模制限なし 増改築)	(イ)	構造上 一体	既存部分	耐久性等関係規定 + 令3章8節に適合	→	→				
			増改築部分	耐久性等関係規定 + 令3章8節に適合	→	→				
	(ロ)	Expj 等	既存部分	耐久性等関係規定 + 令3章8節 or 耐震診断基準、 新耐震基準に適合	→	→	→	→		
			増改築部分	令3章に適合 (構造計算 省略可)	→	令3章に適合 (構造計算が必要)	令3章に適合 (構造計算 省略可)	→		
令137条の2 第二号 (1/2以下の 増改築) ※1	(イ)	構造上 一体 (告※2 第3イロ ハ)	既存部分	耐久性等関係規定 土台、柱、耐力壁の 仕様規定に適合	→	令3章に適合	令3章に適合 (構造計算が必要)			
			増改築部分	令3章に適合	令3章に適合	令3章に適合 (構造計算が必要)				
		小規模 一体 増築 (告※2 第3イロ ハニ)	既存部分 (分離増改築 の場合)	耐久性等関係規定 + 耐震診断基準又は 新耐震基準に適合	→	→	→	→		
			増改築部分 (分離増改築 の場合)	仕様規定に適合	令3章に適合 (構造計算省略可)	令3章に適合 (構造計算が必要)	仕様規定に 適合	令3章に適合 (構造計算 省略可)		
	Expj 等 (告※2 第3イロ ハホ)	構造上 一体の場合	既存部分	仕様規定に適合 (増改築部分) + 耐久性等関係 規定(既存部分) or 耐震診断基準又は 新耐震基準に適合	令3章に適合 (構造計算省略可) or 耐震診断基準又は 新耐震基準に適合	令3章に適合 (構造計算が必要) or 耐震診断基準又は 新耐震基準に適合	/			
			増改築部分	仕様規定に適合	→	令3章8節に適合 (構造計算が必要)				仕様規定に 適合
	(ロ)	法20条 四号 建築物 (告※2 第4)	既存部分	仕様規定に適合 + 基礎補強	→		仕様規定に 適合 + 基礎補強	→		
			増改築部分	仕様規定に適合	→		仕様規定に 適合	→		
	(ハ)	令137条の2第一号の基準に適合								
	令137条の2 第三号 (1/20かつ 50㎡以下の 増改築)	(イ)		既存部分	構造耐力上の危険性 が増大しないこと	→	→	→	→	
			増改築部分	令3章に適合 (構造計算省略可)	→	令3章に適合 (構造計算が必要)	令3章に適合 (構造計算 省略可)	→		
(ロ)		令137条の2第一号又は二号の基準に適合								

※1 法20条一号建築物の場合は、構造上分離された既存部分が、①令3章8節に適合又は②耐震診断基準(新耐震基準)に適合(告第3イロハへ)
 ※2 告:平17国交告566号